

# 農林水産大臣管轄海域における共同漁業権(農共第1号)漁業内容

九州漁業調整事務所

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	免許年月日	制限又は条件	
第1種共同漁業	いそぎんちゃく漁業	1/ 1-12/31	H15/9/1-H25/8/31	H15/9/1		
"	しゃみせんがい漁業	"	"	"		
"	餌 む し漁業	"	"	"		
"	に し漁業	"	"	"		
"	ば い漁業	"	"	"		
"	あ が が い漁業	"	"	"		
"	も が い漁業	"	"	"		
"	くまさるぼう漁業	"	"	"		
"	は い が い漁業	"	"	"		
"	か き漁業	"	"	"		
"	からすがい漁業	"	"	"		
"	は ま ぐ り漁業	"	"	"		
"	あ さ り漁業	"	"	"		
"	し お ふ き漁業	"	"	"		
"	あ げ ま き漁業	"	"	"		
"	ま て が い漁業	"	"	"		
"	う み た け漁業	"	"	"		
"	た こ漁業	"	"	"		
"	し ゃ こ漁業	"	"	"		
"	うみほうずき漁業	"	"	"		
"	た い ら ぎ漁業	3/ 1- 7/31	"	"		
第2種共同漁業	竹 羽 瀬漁業	1/ 1-12/31	H15/9/1-H25/8/31	H15/9/1		(1) ア 竹羽瀬漁業の操業統数は、11カ統以内でなければならない。 イ 同一人で2箇統を超える竹羽瀬漁業を営んではならない。  (2) ア 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は、3.4センチメートル以上でなければならない。 イ 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。
"	三 尺 網漁業	"	"	"		
"	あ み も じ漁業	"	"	"		
"	こ う も り漁業	"	"	"		
"	待 網漁業 (繁網、手押網漁業を含む)	"	"	"		
"	か に か ご漁業	"	"	"		
"	い か か ご漁業	"	"	"		
"	あ な ご か ご漁業 (笠を使用するものを含む)	"	"	"		
"	う な ぎ か ご漁業 (笠を使用するものを含む)	"	"	"		